

平成二十四年五月發生の竜巻被害に関する緊急申し入れ

五月六日に北関東を中心に発生した竜巻に関する被害について、我が党は谷垣禎一総裁を団長とする視察団を茨城県ならびに栃木県に派遣し、被災地の生の声の把握に努めた。これらを踏まえ、次の事項について、迅速な実行を政府に強く要求する。

一、被害の全容の把握

広範囲に渡る今回の竜巻災害による被害の全容を早急に把握すること。

一、被災者への万全の支援

住居をはじめ、ビニールハウス、納屋などの農業施設等の倒壊の被害を受けた被災者に対し、万全の支援を直ちに行うこと。また、ガラスなど危険物が散乱した農地などに対する支援に關しても、万全の支援を行うこと。

一、東日本大震災及び今回の竜巻被害を重ねて受けられた方に関する配慮

被災者の中には、昨年の東日本大震災で大きな被害を被った方や、被災地から避難している最中に再び被災された方もおられる。この引き続いて被災された方に対するより手厚い支援を行うこと。

一、被害認定基準の見直し

被災地においては、住家の全壊、半壊の認定基準が厳しいという声が強。屋根だけが飛んでいて土台は残っているが住むことができないという、竜巻災害の実態に対応した新たな認定基準を早急に作成すること。

一、被災自治体への支援強化

ガレキ処理などを始め被災自治体が必要となる事業に対して万全の財政支援を行うこと。

一、ライフライン供給者への連絡体制の強化

いつ、どのような災害にも対応できるよう、電力・通信・鉄道など地方自治法外のライフライン供給者への連絡体制を構築すること。

一、研究体制の強化

竜巻の予報精度を向上させるため、一層の研究体制の強化に努めること。

一、より有効な情報伝達手段の構築

現行の「竜巻注意情報」の住民への伝達方法、注意情報の発信内容について、より有効なものとなるよう早急に検討すること。また、住民への避難の広報についても併せて検討を進めること。

一、原子力発電所などの総点検

地震、津波、風水害のみならず、竜巻も想定した万全の備えとなつているか総点検を行うこと。

平成二十四年五月十一日

自由民主党

平成24年5月11日
自由民主党

平成24年5月発生 of 竜巻等による被害状況等に関する茨城県・栃木県 視察報告書

1 目的

本年5月6日、茨城県及び栃木県において発生した竜巻は、死者1名を含む多くの負傷者、全壊を含む多くの住家被害などの甚大な被害（5月9日現在）をもたらした。

そこで、竜巻の被害状況等を現認し、被害の全容を把握し、必要な支援策を打ち出せるように、また今後の災害対策の政策、立法等に活かすべく、とりわけ被害の大きかった茨城県、栃木県の被災地視察を行った。

2 編成

谷 垣 禎 一 総裁
遠 藤 利 明 幹事長代理
谷 公 一 災害対策特別委員長
長 島 忠 美 災害対策特別委員会事務局長
佐 藤 正 久 参議院議員

岡 田 広 参議院議員（茨城県連会長）
永 岡 桂 子 衆議院議員（茨城県第七区）
丹 羽 雄 哉 前衆議院議員（茨城県第六区支部長）
佐 藤 勉 衆議院議員（栃木県第四区）
上 野 通 子 参議院議員（栃木県）

3 日程・視察地等

平成24年5月9日（水）

茨城県

つくば市役所、つくば市北条地区被災現場

栃木県

真岡市役所、真岡市西田井地区被災現場

概要（以下の人的被害、住居被害等は5月9日時点）

1) つくば市役所

つくば市役所にて、岡田久司副市長、泉幸一茨城県生活環境部長より下記の通り説明を受けた。

つくば市内では1名の死者、37名の負傷者だが、竜巻の規模、被害の状況等を考慮すると奇跡的な負傷者の少なさであったとのことである。家屋等被害状況は、全壊170棟、半壊207棟、一部損壊450棟である。

電力に関しては、昨日中には復旧しているが、個々の家屋については、数多くの電線が断線しており、不通のところも多いとのことである。

目下の課題はガレキの処理であり、飛来してきたガレキが住居に入り込んでいるケースも目立っている。また、田畑にガラスなどが飛来してきており、これにどう対応していくかが重要な課題となっている。

道路等については地域の建設業協会の献身な努力で復旧が進んでいる。公共施設も被害を受けたが、教育機関等は休日の為、生徒の被害が少なかったとのことである。

また、竜巻の注意情報等についての問題点も指摘され、竜巻の予報精度の向上、より有効な情報伝達制度の構築の必要性があるとのことであった。

2) つくば市被災現場視察

つくば市内の被災現場の視察は、死者が出た住居や被害の大きかった市北条地区の視察を行い、市原健一市長から説明を受けた。

中学生の死者が出た住居では、基礎がめくれ上がっており、竜巻の威力が如実に表れていた。つくば市北条地区の住居では、建物自体が竜巻に破壊され、更地と化しているようなところもあった。被害が甚大な住居内も視察させていただき、住居の中に竜巻が入り込み、家財を飛ばし去った当時の状況について住民から説明を受けた。

航空写真上は家屋が残っているように見えても、多くの住居では屋根が吹き飛ばされており、居住不可能な家屋が多く、当面の住居を確保しなければならないというのが市としての重要課題であるとのことであった。

また、被災現場近辺では、地域の青年会議所等をはじめ、ボランティアも盛んに行われており、懸命な復旧作業が行われていた。

3) 真岡市役所

真岡市役所において、井田隆一真岡市長、大塚朋之益子町長、古口達也茂木町長、佐藤順一栃木県副知事から下記の通り説明を受けた。

栃木県では、真岡市、益子町、茂木町に被害が集中しており、これらは、東日本大震災でも被害を受けており、二重の被害となっている。これらの二重被害で苦しむ被害者にも希望が持てるような支援を是非お願いしたいとの要望を受けた。

真岡市では負傷者1名、住居被害は全壊6棟、半壊4棟、一部損壊108棟、益子町では、負傷者1名、住居被害は全壊7棟、半壊7棟、一部損壊206棟、茂木町では、負傷者2名、住居被害は半壊4棟、一部損壊99棟であった。

災害救助法が適用されたが、被災者生活支援制度に関しては全壊が10世帯以上でないといけないとなっており、例えば真岡市では現在5世帯である。また、半壊、一部損壊では被災者生活支援制度が適用されないことになっている。半壊、一部損壊も含め、大震災との二重被害であるということも踏まえて、是非被災者生活支援制度の適用をお願いしたいとの要望を受けた。

農業施設としてはビニールハウス、納屋の被害が大きく、また、田畑にガラス等が多数飛来しており、これらに対する支援さらには学校等公共施設の修復等に関する支援もお願いしたい旨要望を受けた。

1市2町としても、竜巻に対する防災対策が完備されていないところもあり、竜巻の特性に見合った防災対策に注力していきたいとのことであった。

行政が行うガレキ、ゴミの処理が目下の課題であるが、非常時であるという事からの対応が必要であり、例えば木材等は埋め立てをしても良いなどの特例があっても良いのではないかとのことであった。

また、電力等ライフライン供給者との連絡体制の不備が露わになり、役場が数時間停電するなど問題もあったとのことであり、今後、インフラ供給者との綿密な連絡体制強化が必要とのことであった。

4) 真岡市被災現場視察

真岡市では、甚大な被害を受けた西田井小学校、全壊となった住居、大規模トマトハウスの視察を行った。

小学校ではガラスが約200枚破損しており、ネットもなぎ倒され、大木も倒壊しているが、懸命の復旧作業で、授業再開にこぎつけられたとのことであった。隣接する保育園では屋根が吹き飛ばされて、仮施設での保育を強いられているとのことであった。

全壊被害宅では、東日本大震災時も一部損壊の認定を受けた世帯であり、それも含めた対応を願いたいとのことであった。竜巻襲来時には家屋にいたとのことであり、とっさの判断で床に伏せたり、布団をかぶるなどで負傷等の難は免れたとの説明を受けた。家屋は即日、解体の準備に入るとのことであった。

大規模なトマト農家の視察では、プレハブのほとんどが鉄骨の骨格が歪む損壊を受けており、解体し、建て替えるほかないとのことであった。保険での補償もあるが、減価償却の関係上、保険会社からの補償金の額は非常に少ないとのことであり、是非特段の支援を頂ければありがたいとのことであった。

4 視察を終えて

今般の竜巻災害は、その予知の困難さや、地震、津波、台風等の災害と違い、これまでに経験したことがないという観点からも対処の難しい災害であった。まず、災害、被害の全容の把握に努めることが重要である。

竜巻災害に対する支援としては、現在の制度の下で対応できるものについては迅速に対応する必要がある一方で、竜巻災害に対する抜本的な対応策、支援策についても今後真摯に議論し、検討していかなくてはならない。

竜巻災害では、道路などのインフラ被害より、住居や農業施設などの被害が目立つという特徴がある。これら住居やビニールハウスなどの農業施設の被害を受けた方への万全の支援が必要である。

また、東日本大震災と今回の竜巻災害で二重に被災している方々もおられ、これらの方々には、より手厚い支援が必要である。

竜巻注意情報等の精度についても、不十分な点が現場自治体から数多く指摘されており、今後、竜巻の予報精度を向上させるため、一層の研究体制の強化に努める事が必要である。併せて、竜巻注意情報等がより迅速に正確に、住民に伝わるような情報伝達手段の構築が必要である。

また、電力等のライフライン供給者との連絡体制の不備に関する不安も聞かれたが、いつ、どのような災害が来ても対応できるような、連絡体制の強化が必要である。

住居の被害認定基準に関しては、全壊と半壊、一部損壊の認定が厳しいとの声が数多く聞かれた。住居の基礎は残っていても、屋根は吹き飛んでいることが多いという竜巻災害の特性に合わせた認定基準を検討することが必要である。

我が党としては、今回の視察を通して頂いた要望や意見などを踏まえ、必要な支援策を打ち出すとともに、政府にその実行を強く要請していく所存であり、本日（5月11日）官房長官に緊急申し入れ（別紙）を行った。

以上